

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則

〔平成 28 年 1 月 21 日〕
規 則 第 3 号
改正 平成 29 年 10 月 5 日
規 則 第 27 号
平成 31 年 4 月 19 日
規 則 第 17 号
令和 2 年 10 月 19 日
規 則 第 12 号
令和 3 年 3 月 2 日
規 則 第 22 号
令和 3 年 12 月 16 日
規 則 第 63 号
令和 4 年 3 月 17 日
規 則 第 14 号
令和 5 年 6 月 2 日
規 則 第 18 号
令和 6 年 3 月 21 日
規 則 第 12 号
令和 8 年 3 月 5 日
規 則 第 12 号

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成 28 年規則第 2 号）に定める年俸制適用教員（以下「評価対象教員」という。）の業績評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業績等の審査）

第 2 条 評価対象教員の業績評価（以下「業績評価」という。）は、教育、学生生活の支援、研究、社会貢献、管理運営の 5 領域について行う。

2 業績評価は、本学が別に定めて実施する教員の自己点検・評価についての評価結果の評点を活用するものとする。

（評価期間等）

第 3 条 業績評価は毎年度実施し、業績評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（評価実施体制）

第 4 条 業績評価の実施等は、役員会が行うものとする。

（エフォート率設定）

第 5 条 評価対象教員は、年度の期首に、次の表に掲げる職階に応じたのエフォート率を決めた上で、「エフォート率設定書」（別紙様式 1）（以下「設定書」という。）を作成し、学長に提出するものとする。

領域 職階	教 育	学生生活 の支援	研 究	社会貢献	管理運営	自己判断
教 授	20%	5%	20%	5%	5%	45%
准教授 講 師	20%	5%	20%	5%	5%	45%
助 教	10%	5%	30%	5%	0%	50%

注 自己の所属系の特色及び大学運営領域等を考慮して、自己判断欄のエフォート率を各評価領域に5%刻みで配分するものとする。

- 2 評価対象教員は、前項により提出された設定書について、必要に応じ、10月にエフォート率を変更した設定書を提出することができる。
- 3 学長は、第1項又は前項で提出された設定書の内容を確認するものとする。
- 4 前項の設定書の内容が不適切と判断される場合には、学長は当該評価対象教員と面談のうえ、再提出させるものとする。

(評価区分の決定)

第6条 評価区分は、第2条第2項に規定する教員の自己点検・評価の評点を活用し、次の各号に定める算定方法に基づき、役員会の議を経て学長が決定する。

- (1) 100点を超える点数は一律100点とした上で、各領域の評点の平均値を出す。
- (2) 100点の2分の1の点数(50点)から各領域の評点の平均値を減じて、各領域の評点調整値を算出する。ただし、1点未満は切り捨てるものとする。
- (3) 各領域の評点に、前号で算出した各領域の評点調整値を加えて、各領域の調整後の評点を算出する。ただし、100点を超える場合は100点とする。
- (4) 前号で算出した各領域の調整後の評点(100点上限)を各領域5点に換算する。
- (5) 前号で換算した点数に、「エフォート率設定書」記載の各領域のエフォート率を乗じた点数を算出し、5領域の合計点(5点上限)を求める。
- (6) 前号で求めた合計点に、教員の活動状況に係る業績評価(10点満点)に0.05を乗じた点数を加算する(加算後5点上限)。
- (7) 第4号又は前号で算出された合計点を評価点(小数点第2位を四捨五入)とし、次の表に応じた評価区分とする。

評価点	評価区分
学長の特別措置	SS評価
4.3以上5.0	S評価
3.5以上4.3未満	A評価
2.8以上3.5未満	B評価
2.2以上2.8未満	C評価
1.4以上2.2未満	D評価
0.5以上1.4未満	E評価
0.5未満	F評価

- 2 評価区分のSS評価については、別に定める。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評価対象教員の総数に占める評価区分数の割合は、次の各号に掲げる割合に調整するものとする(SS評価は除く。小数点第1位以下を切り上げ)。ただし、評価対象教員が6人以下の場合は調整しないものとする。

- (1) S 評価 100 分の 3 以内
- (2) A 評価 100 分の 7 以内
- (3) B 評価 100 分の 10 以内
- 4 前項に掲げる割合は、上位の評価区分の割合を下位の評価区分の割合に流用することができるものとする。

(評価区分の通知)

第 7 条 学長は、前条までの規定により決定された評価区分について、「評価区分決定通知書」(別紙様式 2)により、評価対象教員に通知するものとする。

(不服の申立て)

第 8 条 評価対象教員は、前条の規定による通知に対して不服がある場合は、原則として 30 日以内に「評価区分決定に関する不服申立書」(別紙様式 3)により、学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てに基づき、役員会において審議した結果について、「評価区分再決定通知書」(別紙様式 4)により、当該評価対象教員に通知するものとする。

3 前項の審議結果、評価区分に変更が生じた場合でも、他の評価対象教員に係る評価区分は変更されないものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (平 29. 10. 5 規則第 27 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附 則 (平 31. 4. 19 規則第 17 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令 2. 10. 19 規則第 12 号)

この規則は、令和 2 年 10 月 19 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 6 条第 1 項及び別紙様式 2 の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 3. 3. 2 規則第 22 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。

附 則 (令 3. 12. 16 規則第 63 号)

この規則は、令和 3 年 12 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令 4. 3. 17 規則第 14 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 5. 6. 2 規則第 18 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6． 3． 2 1 規則第 1 2 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 8． 3． 5 規則第 1 2 号）
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

年俸制適用教員のエフォート率設定書

所属：

職名：

氏名：

1. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日

2. 業績年俸計算期間 令和 年 10 月 1 日～令和 年 9 月 30 日

3. 評価領域とエフォート率設定

各評価領域のエフォート率設定 (注)					
教 育	学生生活 の支援	研 究	社会貢献	管理運営	合 計
%	%	%	%	%	100%

注 1 5つの評価領域のエフォート率は5%刻みで設定して、合計が100%になるように記入してください。

注 2 以下の表の職階に応じ、自己の所属系の特色及び大学運営領域等を考慮して、自己判断欄のエフォート率を各領域に配分して記入してください。なお、各領域に記載のエフォート率は、下限の率です。

領域 職階	教 育	学生生活 の支援	研 究	社会貢献	管理運営	自己判断
教 授	20%	5%	20%	5%	5%	45%
准教授 講 師	20%	5%	20%	5%	5%	45%
助 教	10%	5%	30%	5%	0%	50%

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分決定通知書

殿

国立大学法人鹿屋体育大学長

○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第7条の規定により、決定された評価区分について、下記のとおり通知します。

記

1. 評価区分 評価

2. 各領域点数（エフォート率反映後）

【教育】	点
【学生生活の支援】	点
【研究】	点
【社会貢献】	点
【管理運営】	点
【枠外評価】（※）	点
【合計（5点上限）】	点

（※）枠外評価は、「鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価に係る評価項目及び評価方法等について」で定めている、「業績評価基準表以外の活動状況申請書」を提出した教員について、点数が記載されています。

3. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日

4. 業績年俸計算期間 令和 年 10 月 1 日～令和 年 9 月 30 日

注 評価区分の決定に不服がある場合は、この通知書を受領してから30日以内に、「評価区分決定に関する不服申立書」（別紙様式3）により、学長に申し立てることができます。

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分決定に関する不服申立書

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

所属：

職名：

氏名：

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第 8 条第 1 項の規定により、決定された評価区分について、不服申し立ていたします。

記

1. 決定された評価区分 評価

2. 業績評価対象期間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日

3. 業績年俸計算期間 令和 年 10 月 1 日～令和 年 9 月 30 日

4. 不服申立ての理由

令和 年 月 日

年俸制適用教員の評価区分再決定通知書

殿

国立大学法人鹿屋体育大学長

○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則第 8 条第 2 項の規定により、再度決定された評価区分について、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 再度決定された評価区分 | 評価 |
| 2. 業績評価対象期間 | 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日 |
| 3. 業績年俸計算期間 | 令和 年 1 0 月 1 日～令和 年 9 月 3 0 日 |